「デジタル相談員」設置・運営要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、北海道においてデジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために、「デジタルに親しみ、活用の道筋や効果を積極的に発信しながらデジタル活用の社会風土の醸成やイノベーションの起爆剤」となる北海道職員及び地域のデジタル化を推進する市町村職員に対して、デジタルに関する相談を一元的に受け付け、デジタル全般に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行う「デジタル相談員」の設置・運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 「デジタル相談員」は、相談対応を通じて各組織のデジタル化推進を支援するとともに、各組織の課題等を可視化・データ蓄積を行い、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課(以下、「DX 推進課」という。)へフィードバックすることで、道庁の「北海道職員のデジタル人材育成に関する計画」及び道内市町村におけるデジタル人材育成の推進に向けたより効果的な施策への助言を行い、行政の EBPM 推進に資するものとして設置し、運用するものである。

(デジタル相談員)

第3条 デジタル相談員は、DX推進課長が指定する。

(期間)

第4条 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

(設置場所)

第5条 デジタル相談員の設置場所は、本庁舎5階次世代社会戦略局内とする。

(相談対象)

第6条 相談対象者は、北海道職員及び道内市町村職員(地域おこし協力隊及び任期付き職員等を含む) とする。

(対応内容)

- 第7条 デジタル相談員が行う対応は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) デジタル化に関する対面・WEB会議・電話・メールでの相談等の対応
 - (2) デジタル全般に関する各種情報提供、助言
 - (3) 各種セミナー等の実施
 - (4) 各組織の相談内容・課題等の DX 推進課へのフィードバック
 - (5) DX 推進課との定例会、施策検討・推進に向けた助言

(対応日時等)

第8条 デジタル相談員の対応実施日は、月曜日の午前9時から午後5時までとする。(国民の祝日に関

する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する休日および年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)を除く)ただし、必要に応じて対応の実施日及び実施時間を変更することができる。なお、メールでの受付は24時間365日とするが、対応は上記規定の時間内とする。

第9条 DX 推進課との定例会は、原則毎月最終金曜日とする。ただし、必要に応じて、実施日及び実施時間は協議の上、決定するものとする。

(対応方法)

- 第10条 デジタル相談員の対応方法は、以下とする。
 - (1)対面:第5条に定める設置場所にて対応
 - (2) WEB 会議: 原則 ZOOM を利用したオンラインによる対応
 - (3) メール: hokkaido-dx-soudan-ml@east.ntt.co.jp (デジタル相談員と道の担当者に届きます)
 - (4) 電話:011-204-5172 内線:6210-23-233 (DX 推進課 担当:沖、大津)

(利用方法)

- 第11条 利用方法は、以下とする。
 - (1) 予約

対面及び WEB 会議での対応は予約を優先とし、希望する場合は以下の方法で予約を実施する。

ア 道庁行政コミュニケーションシステム利用可能職員 施設予約システム([020_120_情報政策課]-[デジタル相談員])にて各自で予約 DX 推進課担当職員が確認取れ次第、本予約に変更する

- イ 上記以外の職員 第10条に記載のメール及び電話にて予約する
- (2) 当日の利用
 - ア 対面の場合は、第5条に記載の設置場所に直接訪問する
 - イ WEB 会議の場合は、事前予約後にデジタル相談員より案内される会議接続 URL より参加する
 - ウ 対面及び WEB 会議は予約優先とするが、予約が入っていない時間帯は随時対応する。混雑 している場合は先着順に対応することとし、待ち時間が発生する場合はデジタル相談員も しくは DX 推進課担当職員から利用職員へ連絡先等についてヒアリングし、別途個別に電 話・メールするなど柔軟に対応する

(運営主管)

第12条 デジタル相談員の運営主管は、北海道総合政策部次世代社会戦略局 DX 推進課とする。

附則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年4月3日から適用する。